

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料9
提出年月日	令和5年1月12日

ヒアリングコメント回答

<p>No.171 (221222-07)</p>	<p>耐津波設計方針</p>	<p>PPT20 ページ) 廃止措置プラントは保全義務から外れているが、運転を前提とした泊1/2号炉は保全義務が要求されている。保全義務の他、技術基準維持義務等、関係する法令を確認した上で1/2号炉の取水路または放水路に流路縮小工及び逆流防止設備を設置することが現状の申請状況に与える影響の有無を整理して説明すること。(例えばCWPを機能喪失させることに対してどのような整理をしているのか説明すること。)(炉規法43-3-22, 炉規則81条, 保安規定の施設管理)</p>
-------------------------------	----------------	--

A： 1号及び2号炉取水路流路縮小工（以下「流路縮小工」という）、1号及び2号炉放水路逆流防止設備（以下「逆流防止設備」という）の設置が現状の申請状況に与える影響について、技術基準適合の維持及び原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という）の観点から現在での整理状況を以下の通りご回答致します。

(1) 1号及び2号炉の取水設備及び放水設備の技術基準適合性

- 流路縮小工及び逆流防止設備は、1号及び2号炉の取水路及び放水路に設置する施設であり、1号及び2号炉は旧技術基準規則（省令62号）※1適用プラントである。
- 1号及び2号炉のプラントに求められる技術基準適合の維持の確認として、旧技術基準規則（省令62号）を網羅的に確認し、取水設備及び放水設備の関連条文を抽出し、1号及び2号炉の技術基準適合の維持に影響がないことを確認した。(添付資料1)

(2) 1号及び2号炉非常用取水設備の技術基準適合性

- 非常用取水設備は、設計基準事故又は重大事故等に対処するための水源又は熱の逃がし場として取水する海水を確保し、津波による引波時にも海水を確保するための構築物であり、取水路流路縮小工及び逆流防止設備は、原子炉補機冷却海水ポンプの取水性を確保するための構築物ではなく、津波防護のための施設であることから非常用取水設備には該当しない。
- また、非常用取水設備は、新規制基準で新たに追加された施設であり、現状は1号及び2号炉において非常用取水設備に該当する施設はなく、1号及び2号炉の新規制基準適合性審査において1号及び2号炉の非常用取水設備の技術基準の適合性を確認することから、現状の1号及び2号炉の技術基準適合の維持に与える影響はない。(添付資料2, 3参照)

(3) 保安規定 施設管理

追而

※1 発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令
 ※2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
 ※3 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

(4) その他（3号炉浸水防止設備の技術基準適合方針）

- 3号炉の新規制基準適合性審査においては、流路縮小工及び逆流防止設備は、3号炉浸水防止設備の位置付けのため、浸水防止設備の許可基準規則^{※2}及び技術基準規則^{※3}の関連条文を抽出し、関連条文に対する基準適合方針についても併せて整理した。（添付資料4，5参照）

(5) 添付資料

1. 1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による取水設備及び放水設備に関する技術基準（省令62号）適用条文の整理
2. 新規制基準における適用条文整理【1号及び2号炉非常用取水設備に係る設置許可基準規則の適用条文】
3. 新規制基準における適用条文整理【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文】
4. 新規制基準における適用条文整理【3号炉浸水設備に係る設置許可基準規則の適用条文】
5. 新規制基準における適用条文整理【3号炉浸水設備に係る技術基準規則の適用条文】

以上

※1 発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令

※2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

※3 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（1/14）

発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令		取水設備 及び放水設 備に関する 適用条文	1号及び2号炉流路縮小工， 1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による 技術基準適合性への影響		備考
			影響 有無	理由	
第4条 防護措置等					
	原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震及び津波を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	○	無	1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は，取放水路内の海中に設置される設備であり，想定される自然現象として高潮が発生した際も機能維持する設計とする。	
2	周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路等がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両等の事故等により原子炉の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	—	—	—	
3	航空機の墜落により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	—	—	—	
第4条の2 火災による損傷の防止					
	原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわれないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 一 火災の発生を防止するため、次の措置を講ずること。 イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。 ロ ケーブル、原子炉制御室その他原子炉の附属設備にあつては、可燃性物質の量等に応じて、不燃材料又は難燃材料を使用すること。 ハ 落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を施設すること。 ニ 水素の供給設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわないよう施設すること。 ホ 放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によつて、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講ずること。 二 火災の検出及び消火のため、次の措置を講ずること。 イ 早期に消火を行える検出設備及び消火設備を施設すること。 ロ イに定める検出設備及び消火設備は、火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その能力が損なわれることがないこと。 三 火災の影響を軽減するため、防火壁の設置その他の措置を講ずること。	○	無	1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は，不燃材料（鋼製）を使用することから，火災源とはならない。	
2	前項第二号イに規定する検出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわないものでなければならない。	—	—	—	
第5条 耐震性					
	原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。	○	無	1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は，耐震Sクラスとして施工する。	
2	前項の地震力は、原子炉施設ならびに一次冷却材により駆動される蒸気タービンおよびその附属設備の構造ならびにこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震記録に基づく震害の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。	—	—	—	
第5条の2 津波による損傷の防止					
	原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	○	無	1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は，基準津波によつて損傷しない設計とする。	
2	津波によつて交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるよう、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。	—	—	—	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（2/14）

第6条 流体振動等による損傷の防止					
	燃料体及び反射材並びにこれらを支持する構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る施設に属する容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材若しくは二次冷却材の循環、沸騰等により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない。	—	—	—	
第7条 柵等の施設					
原子力発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、へい等を設け、かつ、管理区域である旨を表示しなければならない。					
2	原子力発電所には、保全区域（原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のものをいう。以下同じ。）と管理区域以外の場所との境界には他の場所と区別するため柵、へい等を設けるか、又は保全区域である旨を表示しなければならない。	○	無		1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は，取放水路内に設置される設備であり，管理区域境界，保全区域境界及び周辺監視区域境界に設置されるものではないことから，発電所への侵入防止措置に影響を与えないため，技術基準適合の維持に影響はない。
3	原子力発電所には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため柵、へい等を設けるか、又は周辺監視区域である旨を表示しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。				
第7条の2 不法侵入の防止					
	原子力発電所には、安全設備が設置されている施設に人が不法に侵入することを防止するため、適切な侵入防止措置を講じなければならない。	—	—	—	
第7条の3 急傾斜地の崩壊の防止					
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内に施設する電気工作物は、当該区域内の急傾斜地（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の崩壊を助長し、または誘発するおそれがないように施設しなければならない。	—	—	—	
第8条 原子炉施設					
	原子炉施設は、通常運転時において原子炉の反応度を安全かつ安定に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	—	—	—	
2	原子炉施設（補助ボイラーを除く。）は、その健全性及び能力を確認するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるように施設しなければならない。	—	—	—	
3	原子炉施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具から放射性物質を含む流体が著しく漏えいする場合は、流体状の放射性廃棄物を処理する設備によりこれを安全に処理するように施設しなければならない。	—	—	—	
4	原子炉施設に属する設備であって、蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。	—	—	—	
5	原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	—	—	—	
第8条の2 安全設備					
	第二条第八号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械器具が所定の安全機能を失うことをいう。以下同じ。）が生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。	—	—	—	
2	安全設備は、想定されている全ての環境条件においてその機能が発揮できるように施設しなければならない。	—	—	—	
第9条 材料及び構造					
	原子炉施設（圧縮機及び補助ボイラーを除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁（以下「機器」という。）若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次の各号によらなければならない。この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、使用前に適用されるものとする。 一 クラス1機器及びクラス1支持構造物に使用する材料は、次によること。	—	—	—	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（3/14）

<p>イ クラス1機器又はクラス1支持構造物が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力等に対する適切な耐食性を含む。）を有すること。</p> <p>ロ クラス1容器に使用する材料にあつては、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重等の条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>ハ クラス1機器（クラス1容器を除く。）又はクラス1支持構造物（クラス1管及びクラス1弁を支持するものを除く。）に使用する材料にあつては、当該機器又は当該支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>ニ クラス1機器又はクラス1支持構造物（棒及びボルトに限る。）に使用する材料にあつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>二 クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ クラス2機器に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>ハ クラス2機器に属する鋳造品にあつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>三 クラス3機器に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ クラス3機器が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 工学的安全施設に属するクラス3機器に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>五 原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において同じ。）及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ コンクリートにあつては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度を有すること。</p> <p>ロ コンクリートにあつては、有害な膨張及び鉄筋腐食を起こさないよう、長期の耐久性を有すること。</p> <p>ハ コンクリート部に強度部材として使用する鉄筋並びに緊張材及び定着具（以下「鉄筋等」という。）にあつては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法を有すること。</p> <p>ニ 鋼製内張り部等に使用する材料にあつては、前号イ及びロの規定に準ずること。</p> <p>七 炉心支持構造物に使用する材料は、第一号イ、ハ及びニの規定に準ずること。</p> <p>八 クラス1機器及びクラス1支持構造物の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ クラス1機器にあつては、最高使用温度、最高使用圧力及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計上定める条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ クラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ハ クラス1容器（オメガシール等を除く。）、クラス1管、クラス1弁及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅲにおいて、全体的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りではない。</p> <p>ニ クラス1容器（オメガシール等を除く。）、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅳにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。</p>				
---	--	--	--	--

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（4/14）

<p>ホ クラス1容器（ボルト、オメガシール等を除く。）にあつては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局所的な塑性変形はこの限りでない。</p> <p>ヘ クラス1容器（ボルト等を除く。）、クラス1管、クラス1弁（弁箱に限る。）及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形が生じないこと。</p> <p>ト クラス1容器、クラス1管、クラス1弁（弁箱に限る。）及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>チ クラス1容器（胴、鏡板等に限る。）にあつては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳ並びに試験状態において、座屈が生じないこと。</p> <p>リ クラス1管にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>ス クラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。</p> <p>ル ロ、ハ、ニ、ヘ、ト及びヌにかかわらず、クラス1支持構造物であつて、クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれのあるものにあつては、クラス1容器の規定に準ずること。</p> <p>九 クラス2機器及びクラス2支持構造物の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ クラス2機器にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ クラス2機器に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ クラス2管（伸縮継手を除く。）にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ニ クラス2容器及びクラス2管にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>ホ クラス2支持構造物であつて、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれのあるものにあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、延性破断及び座屈が生じないこと。</p> <p>十 クラス3機器の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ クラス3機器に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>十一 クラス4管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。</p> <p>十二 原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。）及び原子炉格納容器支持構造物の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ 原子炉格納容器（口に掲げる部分を除く。）にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分にあつては、第八号イ、ハ、ニ及びホのクラス1容器の規定を準用する。</p> <p>ハ 原子炉格納容器支持構造物にあつては、第八号ロ、ハ及びニのクラス1支持構造物の規定を準用する。</p> <p>ニ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形による破壊が生じないこと。</p> <p>ホ 原子炉格納容器の伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ヘ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ト 原子炉格納容器にあつては、設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。</p> <p>チ 原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。</p> <p>十三 コンクリート製原子炉格納容器の構造及び強度は、次によること。</p>				
---	--	--	--	--

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（5/14）

<p>イ コンクリートにあつては、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいて圧縮破壊が生じず、かつ、荷重状態Ⅳにおいてコンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至る圧縮破壊が生じないこと。</p> <p>ロ 鉄筋等にあつては、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいて降伏せず、かつ、荷重状態Ⅳにおいて破断に至るひずみが生じないこと。</p> <p>ハ コンクリート部にあつては、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいてせん断破壊が生じず、かつ、荷重状態Ⅳにおいてコンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。</p> <p>ニ ライナプレート（貫通部スリーブが取り付け部分を除く。）にあつては、荷重状態Ⅰ及び荷重状態Ⅱにおいて著しい残留ひずみが生じず、かつ、荷重状態Ⅲ及び荷重状態Ⅳにおいて破断に至らないこと。</p> <p>ホ ライナプレート（貫通部スリーブが取り付け部分を除く。）にあつては、ニの規定によるほか、第十二号への原子炉格納容器の規定を準用する。</p> <p>ヘ ライナプレート（貫通部スリーブが取り付け部分に限る。）、貫通部スリーブ及び定着金具（ライナプレートに取り付ける定着金具であつて、全ての荷重状態において全体的な変形を弾性域に抑えることができるものを除く。）にあつては、第十二号ハ、ニ、ヘ及びチの原子炉格納容器支持構造物の規定を準用する。この場合において、第十二号中「運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱ」とあるのは「荷重状態Ⅰ及び荷重状態Ⅱ」と、「運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳ」とあるのは「荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ、荷重状態Ⅲ及び荷重状態Ⅳ」と読み替えるものとする。</p> <p>ト ナックルにあつては、第十二号ロ、ニ及びへの原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分の規定を準用する。</p> <p>十四 炉心支持構造物の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 運転状態Ⅲにおいて、全体的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局所的な塑性変形はこの限りではない。</p> <p>ハ 運転状態Ⅳにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。</p> <p>ニ 炉心支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形による破壊が生じないこと。</p> <p>ホ 運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ヘ 運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。</p> <p>十五 クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管及び原子炉格納容器のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次によること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験等により適切な溶接施工法等であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p>				
<p>第9条の2 使用中の亀裂等による破壊の防止</p>				
<p>使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物には、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があつてはならない。</p>	-	-	-	
<p>2 使用中のクラス1機器の耐圧部分には、その耐圧部分を貫通する亀裂その他の欠陥があつてはならない。</p>	-	-	-	
<p>第10条 安全弁等</p>				
<p>原子炉施設には、次の各号により安全弁又は逃がし弁（「安全弁等」という。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 安全弁等は、確実に作動する機構を有すること。</p> <p>二 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造であること。</p> <p>三 安全弁等の材料は、次によること。</p> <p>イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第九条第一号の規定に準</p>	-	-	-	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（6/14）

	<p>ずること。</p> <p>ロ クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第九条第二号の規定に準ずること。</p> <p>四 補助作動装置付きのものにあつては、当該補助作動装置が故障しても所要の吹き出し容量が得られる構造であること。</p> <p>五 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。）にあつては、次によること。</p> <p>イ 背圧の影響によりその作動に支障を生ずることを防止するためベローズが設けられた安全弁（第七号において「ベローズ付き安全弁」という。）を適当な箇所にて二個以上設けること。</p> <p>ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該原子炉圧力容器の過圧防止に必要な容量以上であること。ただし、安全弁以外の過圧防止効果を有する装置を有するものにあつては、当該装置の過圧防止能力に相当する値を減ずることができる。</p> <p>六 蒸気発生器にあつては、次によること。</p> <p>イ 安全弁を適当な箇所にて二個以上設けること。</p> <p>ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該蒸気発生器の過圧防止に必要な容量以上であること。</p> <p>ハ 安全弁は、吹き出し圧力を下回つた後に、速やかに吹き止まること。</p> <p>七 減圧弁を有する管であつて、低圧側の部分又はこれに接続する機器が高圧側の圧力に耐えるように設計されていないものにあつては、次によること。</p> <p>イ クラス1管にあつては、ベローズ付き安全弁を減圧弁の低圧側にこれに接近して二個以上設けること。</p> <p>ロ イに掲げる管以外の管にあつては、安全弁等を減圧弁の低圧側にこれに接近して一個以上設けること。</p> <p>ハ 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、減圧弁が全開したとき管の低圧側の部分及びこれに接続する機器の過圧防止に必要な容量以上であること。</p> <p>ニ 安全弁は、吹き出し圧力を下回つた後に、速やかに吹き止まること。</p> <p>八 原子炉施設に属する容器（第五号、第六号及び第三項に掲げるもの、補助ボイラー並びに原子炉格納容器を除く。）又は管（前号に掲げるものを除く。）であつて、内部に過圧が生ずるおそれのあるものにあつては、第六号ロ並びに前号イ、ロ及びニの規定に準じて安全弁等を適当な箇所に設けること。</p>				
2	<p>前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合は、次の各号によらなければならない。</p> <p>一 安全弁等の入口側に設ける場合は、次によること。</p> <p>イ 破壊板の吹き出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。</p> <p>ロ 破壊板の破壊により安全弁等の機能に支障を及ぼさないようにすること。</p> <p>二 安全弁等の出口側に設ける場合は、次によること。</p> <p>イ 破壊板は、安全弁等の作動を妨げないように低圧で破壊するものであること。</p> <p>ロ 破壊板の吹き出し圧力に安全弁等の吹き出し圧力を加えた圧力が、過圧防止に必要な吹き出し圧力より小さくなること。</p> <p>ハ 破壊板の支持機構は、流体が排出する場合の通過面積が安全弁等の出口の面積以上となるものであること。</p> <p>ニ 破壊板の破壊により吹き出し管の機能に支障を及ぼさないようにすること。</p>	-	-	-	
3	<p>原子炉施設に属する容器であつて、内部に液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次の各号により破壊板を設けなければならない。</p> <p>一 吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該容器の過圧防止に必要な容量以上となるように、適当な箇所に一個以上設けること。</p> <p>二 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。</p>	-	-	-	
4	<p>第一項又は前項の場合において、安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合は、原子炉を起動させるとき及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。</p>	-	-	-	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（7/14）

	ない。				
5	<p>原子炉施設に属する容器又は管であって、内部が大気圧未満となることにより外面に設計上定める圧力を超える圧力を受けるおそれのあるものには、次の各号により過圧防止に必要な容量以上となるように真空破壊弁を設けなければならない。</p> <p>一 真空破壊弁の材料は、次によること。</p> <p>イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第九条第一号の規定に準ずること。</p> <p>ロ 原子炉格納容器、クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第九条第二号の規定に準ずること。</p> <p>二 原子炉格納容器にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に二個以上設けること。</p> <p>三 前号に掲げる容器以外の容器又は管にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に一個以上設けること。</p>	—	—	—	
6	原子炉施設は、安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁から放出される流体が放射性物質を含む場合は、これを安全に処理することができるように施設しなければならない。	—	—	—	
第11条 耐圧試験等					
	<p>クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、次の各号による圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。ただし、気圧により試験を行う場合であつて、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の○・九倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認することができる。</p> <p>一 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生じる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とすること。ただし、クラス1機器、クラス2管又はクラス3管であつて原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は、燃料装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転時の圧力を超える圧力とすることができる。</p> <p>二 内部が大気圧未満となることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とすること。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。</p>	—	—	—	
2	クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないものでなければならない。	—	—	—	
3	原子炉格納容器は、最高使用圧力の○・九倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき、著しい漏えいがないものでなければならない。	—	—	—	
第12条 監視試験片					
	<p>原子炉施設に属する容器であつて、一メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの内部には、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために、照射の影響を確認できるよう次の各号に定める監視試験片を備えなければならない。</p> <p>一 監視試験片を採取する材料は、中性子の照射領域にある容器の材料と同等の製造履歴を有するものであること。</p> <p>二 監視試験片は、容器の使用開始後に取り出して試験を実施することにより、容器の材料の機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数とすること。</p> <p>三 監視試験片は、中性子の照射領域にある容器の材料が受ける中性子スペクトル、中性子照射量及び温度履歴の条件と同等の条件になるように配置すること。</p>	—	—	—	
第13条 炉心等					
	燃料体、減速材および反射材ならびにこれらを支持する構造物の材料は、通常運転時における圧力、温度および放射線によつて起る最もきびしい条件において、必要な物理的および化学的性質を保持するものでなければならない。	—	—	—	
2	燃料体、減速材および反射材ならびにこれらを支持する構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重等に耐えるものでなければならない。	—	—	—	
第14条 熱遮蔽材					
	放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器には、これを防止するため熱遮蔽材を施設	—	—	—	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（8/14）

	しなければならない。				
2	前項の熱遮蔽材は、熱応力による変形により原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。	—	—	—	
第15条 1次冷却材					
	一次冷却材は、通常運転時における圧力、温度および放射線によつて起る最もきびしい条件において、必要な物理的および化学的性質を保持するものでなければならない。	—	—	—	
第16条 循環設備等					
	原子力発電所には、次の各号に掲げる設備を施設しなければならない。 一 原子炉圧力容器内において発生した熱を除去するために、熱を輸送することができる容量の一次冷却材を循環させる設備 二 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設備 三 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた一次冷却材の減少分を自動的に補給する設備 四 一次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を原子力発電所の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備 五 原子炉停止時（短時間の全交流動力電源喪失時を含む。）に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備 六 前号の設備により除去された熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することができる設備	○※1	無	取水路への1号及び2号炉取水路流路縮小工設置により損失水頭は増加し、取水ピット水位は僅かに低下するものの、原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水位から十分余裕のある設計とすることから、取水機能への影響はない。	※1第16条の六に該当する設備として原子炉補機冷却水設備があり、取水機能が必要となる。
第16条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリ					
	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、一次冷却系統に係る施設の損壊等に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加等に耐えるように施設しなければならない。	—	—	—	
第16条の3 原子炉冷却材圧力バウンダリの漏洩等					
	原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するために隔離装置を施設しなければならない。	—	—	—	
2	原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。	—	—	—	
第17条 非常用炉心冷却設備					
	原子力発電所には、非常用炉心冷却設備を施設しなければならない。	—	—	—	
2	非常用炉心冷却設備は、次の機能を有するものでなければならない。 一 燃料被覆管の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい破損を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものであること。 二 燃料被覆管と冷却材との反応により著しく多量の水素を生ずるものでないこと。	—	—	—	
3	非常用炉心冷却設備は、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響につき想定される最も厳しい条件下においても、正常に機能する能力を有するものでなければならない。	—	—	—	
4	非常用炉心冷却設備は、その能力の維持状況を確認するため、原子炉の運転中に試験ができるように施設しなければならない。	—	—	—	
第18条 1次冷却材の排出					
	放射性物質を含む一次冷却材（第十六条第四号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において一次冷却系統外に排出する場合は、これを安全に処理する装置を施設しなければならない。	—	—	—	
第19条 逆止め弁の設置					
	放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備（排気筒並びに第二十八条及び第三十一条に規定するものを除く。第二十一条において同じ。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。 ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	—	—	—	
第20条 計測装置					
	原子力発電所には、次の各号に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。この場合において、直	—	—	—	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（9/14）

<p>接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置をもつて替えることができる。</p> <p>一 炉心における中性子束密度</p> <p>二 炉周期</p> <p>三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度</p> <p>四 一次冷却材に関する次の事項</p> <p>イ 放射性物質及び不純物の濃度</p> <p>ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量</p> <p>五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位</p> <p>六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率</p> <p>七 主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中等の放射性物質の濃度</p> <p>八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度</p> <p>九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが第二条第九号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所等をいう。）の線量当量率</p> <p>十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度</p> <p>十四 原子力発電所における風向及び風速</p>				
<p>2 前項第六号に掲げる装置であつて線量当量率を計測する装置にあっては、多重性及び独立性を有しなくてはならない。</p>	-	-	-	
<p>3 第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならない。</p>	-	-	-	
<p>第21条 警報装置等</p>				
<p>原子力発電所には、その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが生じた場合、前条第九号の放射性物質の濃度若しくは同条第十二号及び第十三号の線量当量率が著しく上昇した場合又は流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を処理し、若しくは貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じた場合にこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。</p>	-	-	-	
<p>2 原子力発電所には、原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置を施設しなければならない。</p>	-	-	-	
<p>3 原子力発電所には、一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備を施設しなければならない。</p>	-	-	-	
<p>第22条 安全保護装置</p>				
<p>原子力発電所には、安全保護装置を次の各号により施設しなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化が生じる場合又は地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより燃料許容損傷限界を超えないようにできるものであること。</p> <p>二 系統を構成する機械器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないように、多重性を有すること。</p> <p>三 系統を構成するチャンネルは、相互を分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を有すること。</p> <p>四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。</p> <p>五 計測制御系の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全保護機能を失わないように、計測制御</p>	-	-	-	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（10/14）

	系から機能的に分離されたものであること。 六 原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 七 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。				
第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統					
	原子力発電所には、反応度制御系統及び原子炉停止系統を施設しなければならない。この場合において、反応度制御系統と原子炉停止系統とを独立させて設置しなくてもよい。	—	—	—	
2	反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならない。	—	—	—	
3	原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、次の能力を有するものでなければならない。 一 通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴って注入される液体制御材による反応度値を加えることができる。 二 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。 三 一次冷却材喪失等の事故時において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界へ移行することができ、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴って注入される液体制御材による反応度値を加えることができる。 四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第一号から第三号までの規定に適合すること。	—	—	—	
4	制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心冷却を損なうような炉心等の損壊を起こさないものでなければならない。	—	—	—	
5	制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によつて起こる最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	—	—	—	
第24条 制御材駆動装置					
	制御材を駆動する装置は、次の各号により施設しなければならない。 一 原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動できるものであること。 二 原子炉の通常運転時において、制御棒の異常な引抜きが生じた場合でも燃料許容損傷限界を超える速度で駆動できないものであること。 三 制御棒を駆動するための動力源がなくなつた場合に、原子炉の反応度を増加させる方向に制御棒を動作させないものであること。 四 制御棒を駆動する装置にあつては、制御棒の挿入その他の衝撃により制御棒、燃料体、反射材等を損壊しないものであること。	—	—	—	
第24条の2 原子炉制御室					
	原子力発電所には、原子炉制御室を施設しなければならない。	—	—	—	
2	原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備等非常時に原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、原子炉及び一次冷却系統に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の原子炉を安全に運転するための主要な装置（第二十一条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように施設しなければならない。	—	—	—	
3	原子炉制御室及びこれに連絡する通路等には、一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等が生じた場合に原子炉の運転の停止等の措置をとるため、従事者等が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽その他の適切な放射線防護措置及び制御室外の火災等により発生した有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じなければならない。	—	—	—	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（11/14）

4	原子力発電所には、火災等により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	—	—	—	
第24条の3 発電所緊急時対策所					
	原子力発電所には、一次冷却系統に係る施設の損壊等が生じた場合に適切な措置をとるための発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	—	—	—	
第25条 燃料貯蔵設備					
	通常運転時に必要とする燃料体又は使用済燃料（以下「燃料」という。）を貯蔵する設備は、次の各号により施設しなければならない。 一 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。 二 崩壊熱により燃料が溶融しないものであること。 三 燃料を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。 四 使用済燃料その他高放射性の燃料を貯蔵する水槽は、次によること。 イ 水があふれ、又は漏れるおそれがない構造であること。 ロ 燃料の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。 ハ 燃料の被覆が著しく腐しよくするおそれがある場合は、これを防止すること。 ニ 水の漏えい及び水槽の水温の異常を検知できること。 ホ 燃料取扱い中に想定される燃料の落下時においてもその機能が損なわれないこと。 五 燃料落下により燃料が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による原子力発電所外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納する施設及び放射性物質の放出を低減する施設を施設すること。 六 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）は、次によること。 イ 使用済燃料が内包する放射性物質を閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。 ハ 使用済燃料の被覆の著しい腐食又は変形を防止できること。 ニ キャスク本体等は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	—	—	—	
第26条 燃料取扱設備					
	燃料を取り扱う設備は、次の各号により施設しなければならない。 一 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。 三 崩壊熱により燃料が溶融しないものであること。 四 取扱い中に燃料が破損するおそれがないこと。 五 燃料を封入する容器は、取扱い中における衝撃、熱等に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。 六 前号の容器は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。 七 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の落下を防止できること。	—	—	—	
第27条 生体遮蔽等					
	原子力発電所内の場所であって、外部放射線による放射線障害を防止する必要があるものには、次の各号により生体遮蔽を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。 二 開口部又は配管等の貫通部があるものにあつては、必要に応じて放射線漏えい防止措置が講じられていること。 三 自重、附加荷重および熱応力に耐えるものであること。	—	—	—	
2	原子炉施設並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、通常運転時において当該施設又は設備からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率が別に	—	—	—	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（12/14）

	告示する線量限度を十分下回るよう施設しなければならない。				
第28条 換気設備					
	原子力発電所内の場所であって、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるものには、次の各号により換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造で、かつ、逆流するおそれがないこと。 三 排出する空気を浄化する装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去またはろ過装置の取替えが容易な構造であること。 四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。	—	—	—	
第29条 放射性物質による汚染の防止					
	原子力発電所内の人がひん繁に出入りする建物等の内部の壁、床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分であって、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	—	—	—	
2	原子力発電所には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設備を施設しなければならない。	—	—	—	
第29条の2 管理区域内に開口部がある排水路					
	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であって、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。	—	—	—	
第30条 廃棄物処理設備等					
	原子力発電所には、次の各号により放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、第二十八条及び次条に規定するものを除く。）を施設しなければならない。 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ別に告示する値以下になるように原子力発電所において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する施設と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。 三 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、化学薬品等により著しく腐しよくするおそれがないものであること。 四 気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、第二十八条第三号の規定に準ずるほか、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと。 五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性的の固体状の放射性廃棄物を原子力発電所内において運搬するための容器は、取扱い中における衝撃、熱等に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。 六 前号の容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	○	無	海水中の放射性物質の濃度は、1号及び2号炉並びに3号炉の放射性物質の年間放出量をそれぞれの年間の復水器冷却水等の量で除した放水口における濃度として考慮しており、1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備の設置に伴い、循環水ポンプは運転不可となることから液体廃棄物の希釈水量は変更となるが、液体廃棄物に含まれる放射性物質はプラント運転中を想定しており、プラント状態として停止を前提としている1号及び2号炉における液体廃棄物の放出濃度が高くなるものではなく、放射性物質の処理能力に影響はない。	
2	流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される施設（流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。）は、次の各号により施設しなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。 二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられたみぞの傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。 三 施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面よ	—	—	—	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（13/14）

	り低い場合であって施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。 四 原子力発電所外に排水を排出する排水路（ゆう水に係るものであって放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないもの並びに排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設するものを除く。）上に施設内部の床面がないように施設すること。				
3	第一項第五号の流体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は、第二項第三号に準じて流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するように施設しなければならない。ただし、管理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のものは、この限りでない。	—	—	—	
第31条 廃棄物貯蔵設備等					
	放射性廃棄物を貯蔵する設備は、次の各号により施設しなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。 三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、化学薬品等により著しく腐しよくするおそれがないこと。	—	—	—	
2	固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように施設しなければならない。	—	—	—	
3	前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される施設に準用する。この場合において、「流体状の放射性廃棄物を処理する設備」とあるのは「流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備」と読み替えるものとする。	—	—	—	
第32条 原子炉格納施設					
	原子力発電所には、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないよう、次の各号により原子炉格納施設を施設しなければならない。 一 原子炉格納容器にあつては、次によること。 イ 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること。 ロ 原子炉格納容器に開口部を設ける場合には気密性を確保すること。 ハ 原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量等に応じて漏えい試験ができること。 二 原子炉格納容器を貫通して取り付ける管には、次により隔離弁（閉鎖隔離弁（ロック装置が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）をいう。以下同じ。）を設けること。 イ 原子炉格納容器に取り付ける管であつて原子炉格納容器を貫通するものには当該貫通箇所の内側及び外側であつて近接した箇所に一個の隔離弁を施設すること。 ロ 前イにかかわらず、次によることができる。 （1） 一次冷却系統に係る施設内及び原子炉格納容器内に開口部がなく、かつ、一次冷却系統に係る施設の損壊の際に損壊するおそれがない管又は一次冷却系統に係る施設の損壊等の際に構造上内部に滞留する液体により原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがない管にあつては貫通箇所の内側又は外側の近接した箇所に一個の隔離弁を施設すること。 （2） 貫通箇所の内側又は外側に隔離弁を設けた場合、一方の側の設置箇所における管であつて、湿気等によりその隔離弁の機能が著しく低下するおそれがあると認められるものにあつては、貫通箇所の他方の側であつて近接した箇所に二個の隔離弁を施設すること。 ハ 前イ及びロの規定にかかわらず、次の場合には隔離弁を設けることを要しない。 （1） 事故の収束に必要な系統の配管に隔離弁を設けることにより安全性に支障が生じるおそれがあり、かつ、当該系統の配管により原子炉格納容器の隔離機能が失われない場合。 （2） 計測又は制御棒駆動装置に関連する配管であつて、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものの場合。 ニ 隔離弁は、閉止後において駆動動力源が喪失した場合でも隔離機能が失われないこと。 ホ 隔離弁は、想定される漏えい量等に応じて漏えい試験ができること。 三 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に生ずる水素及び酸素により原子炉格納容器の安全性に支障を生ずるおそれがある場合は、水素又は酸素の濃度を抑制する設備を施設すること。	—	—	—	

1号及び2号炉流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置による
取水設備及び放水設備の技術基準（省令62号）適用条文の整理（14/14）

	<p>四 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、当該放射性物質の濃度を低減する設備（当該放射性物質を格納する施設を含む。）を施設すること。</p> <p>五 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（以下「格納容器熱除去設備」という。）を次により施設すること。</p> <p>イ 格納容器熱除去設備は、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響の想定される最も厳しい条件下においても、正常に機能すること。</p> <p>ロ 格納容器熱除去設備は、その能力を確認するために、原子炉の運転中に試験ができること。</p>				
<p>第33条 保安電源設備</p>					
	<p>原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該原子力発電所において受電可能なものであって、使用電圧が六万ボルトを超える特別高圧のものであり、かつ、それにより当該原子力発電所を電力系統に連系するように施設しなければならない。</p>	-	-	-	
2	<p>原子力発電所には、前項の電線路及び当該原子力発電所において常時使用されている発電機からの電気の供給が停止した場合において保安を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。</p>	-	-	-	
3	<p>原子力発電所の保安を確保するため特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。</p>	-	-	-	
4	<p>非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。</p>	-	-	-	
5	<p>原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。</p>	-	-	-	
<p>第34条 準用</p>					
	<p>第八条第三項の規定は、原子力発電所に施設する一次冷却材により駆動する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。</p>	-	-	-	
2	<p>第九条第十五号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第二章の規定は、原子力発電所に施設する補助ボイラーについて準用する。</p>	-	-	-	
3	<p>第九条第十五号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第三章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。</p>	-	-	-	
4	<p>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第十九条から第二十三条までの規定は、原子力発電所に施設するガスタービンについて準用する。</p>	-	-	-	
5	<p>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二十五条から第二十九条までの規定は、原子力発電所に施設する内燃機関について準用する。</p>	-	-	-	
6	<p>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第四条の規定は、原子力発電所に施設する電気工作物について準用する。</p>	-	-	-	
<p>第35条 電磁的記録媒体による手続</p>					
	<p>第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p>	-	-	-	

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る設置許可基準規則の適用条文（1/7）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用 条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
第三条（設計基準対象施設の地盤）			
	設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	－	（非常用取水設備は、設計基準事故又は重大事故等に対処するための水源又は熱の逃がし場として取水する海水を確保し、津波による引波時にも海水を確保するための構築物であり、1号及び2号炉取水路流路縮小工、1号及び2号炉放水路逆流防止設備は、原子炉補機冷却海水ポンプの取水性を確保するための構築物ではなく、津波防護のための施設であることから非常用取水設備には該当しない）
2	耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	－	（また、非常用取水設備は、新規制基準で新たに追加された施設であり、現状は1号及び2号炉において非常用取水設備に該当する施設はなく、1号及び2号炉の新規制基準途適合性審査において技術基準の適合性を確認する）
3	耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	－	
第四条（地震による損傷の防止）		－	
	設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	－	同上
2	前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	－	
3	耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る設置許可基準規則の適用条文（2/7）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用 条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
4	耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	続き
5	炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	
第五条（津波による損傷の防止）		－	同上
	設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。		
第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）		－	同上
	安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	－	
2	重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	－	
3	安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	－	
第七条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）		－	同上
	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を		

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る設置許可基準規則の適用条文（3/7）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用 条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
	有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。		続き
第八条（火災による損傷の防止）			
	設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。	－	同上
2	消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	－	
第九条（溢水による損傷の防止等）		－	同上
第十条（誤操作の防止）		－	同上
第十一条（安全避難通路等）		－	同上
第十二条（安全施設）		－	
	安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。		
2	安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、	－	同上

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る設置許可基準規則の適用条文（4/7）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
	外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。		続き
3	安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。	－	
4	安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	－	
5	安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならない。	－	
6	重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	－	
7	安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。	－	
第十三条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）		－	同上
第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）		－	同上
第十五条（炉心等）		－	同上
第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）		－	同上
第十七条（原子炉冷却材圧力バウンダリ）		－	同上
第十八条（蒸気タービン）		－	同上

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る設置許可基準規則の適用条文（5/7）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用 条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
第十九条（非常用炉心冷却設備）		－	同上
第二十条（一次冷却材の減少分を補給する設備）		－	同上
第二十一条（残留熱を除去することができる設備）		－	同上
	発電用原子炉施設には、発電用原子炉を停止した場合において、燃料要素の許容損傷限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要なパラメータが設計値を超えないようにするため、原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。		
第二十二条（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備）		－	同上
	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。		
一	原子炉圧力容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去することができるものとする。		
二	津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対して安全性を損なわないものとする。		
第二十三条（計測制御系統施設）		－	同上
第二十四条（安全保護回路）		－	同上
第二十五条（反応度制御系統及び原子炉停止系統）		－	同上
第二十六条（原子炉制御室等）		－	同上
第二十七条（放射性廃棄物の処理施設）		－	同上

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る設置許可基準規則の適用条文（6/7）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則	非常用取水設備	
	適用 条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
第二十八条（放射性廃棄物の貯蔵施設）	－	同上
第二十九条（工場等周辺における直接線等からの防護）	－	同上
第三十条（放射線からの放射線業務従事者の防護）	－	同上
第三十一条（監視設備）	－	同上
第三十二条（原子炉格納施設）	－	同上
第三十三条（保安電源設備）	－	同上
第三十四条（緊急時対策所）	－	同上
第三十五条（通信連絡設備）	－	同上
第三十六条（補助ボイラー）	－	同上
第三十七条（重大事故等の拡大の防止等）	－	同上
第三十八条（重大事故等対処施設の地盤）	－	同上
第三十九条（地震による損傷の防止）	－	同上
第四十条（津波による損傷の防止）	－	同上
第四十一条（火災による損傷の防止）	－	同上
第四十二条（特定重大事故等対処施設）	－	同上
第四十三条（重大事故等対処設備）	－	同上
第四十四条（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備）	－	同上
第四十五条（原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）	－	同上

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る設置許可基準規則の適用条文（7/7）】

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則	非常用取水設備	
	適用 条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
第四十六条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）	－	同上
第四十七条（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）	－	同上
第四十八条（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備）	－	同上
第四十九条（原子炉格納容器内の冷却等のための設備）	－	同上
第五十条（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）	－	同上
第五十一条（原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備）	－	同上
第五十二条（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）	－	同上
第五十三条（水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備）	－	同上
第五十四条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）	－	同上
第五十五条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）	－	同上
第五十六条（重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備）	－	同上
第五十七条（電源設備）	－	同上
第五十八条（計装設備）	－	同上
第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）	－	同上
第六十条（監視測定設備）	－	同上
第六十一条（緊急時対策所）	－	同上
第六十二条（通信連絡を行うために必要な設備）	－	同上

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文（1/8）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
第四条（設計基準対象施設の地盤）		—	<p>(非常用取水設備は、設計基準事故又は重大事故等に対処するための水源又は熱の逃がし場として取水する海水を確保し、津波による引波時にも海水を確保するための構築物であり、1号及び2号炉取水路流路縮小工、1号及び2号炉放水路逆流防止設備は、原子炉補機冷却海水ポンプの取水性を確保するための構築物ではなく、津波防護のための施設であることから非常用取水設備には該当しない)</p> <p>(また、非常用取水設備は、新規制基準で新たに追加された施設であり、現状は1号及び2号炉において非常用取水設備に該当する施設はなく、1号及び2号炉の新規制基準途適合性審査において技術基準の適合性を確認する)</p>
	設計基準対象施設は、設置許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。		
第五条（地震による損傷の防止）		—	同上
	設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。		
2	耐震重要施設（設置許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。		
3	耐震重要施設が設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全	—	同上

新規制基準における適用条文整理
【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文（2/8）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
	性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。		
4	炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。	－	続き
第六条（津波による損傷の防止）			
	設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）が基準津波（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	－	同上
第七条（外部からの衝撃による損傷の防止）			
	設計基準対象施設（兼用キャスクを除く。）が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	－	
2	周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	－	同上
3	航空機の墜落により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	－	
第八条（立入りの防止）		－	同上

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文（3/8）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
	工場等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、塀その他の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示しなければならない。		続き
2	保全区域（実用炉規則第二条第二項第五号に規定する保全区域をいう。以下この項において同じ。）と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、柵、塀その他の保全区域を明らかにするための設備を設けるか、又は保全区域である旨を表示しなければならない。	－	
3	工場等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵、塀その他の人の侵入を防止するための設備を設けるか、又は周辺監視区域である旨を表示しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。	－	
第九条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）			同上
	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	－	
第十条（急傾斜地の崩壊の防止）		－	同上
第十一条（火災による損傷の防止）		－	同上
第十二条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）		－	同上
第十三条（安全避難通路等）		－	同上
第十四条（安全設備）		－	同上

新規制基準における適用条文整理
【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文（4/8）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
	第二条第二項第九号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（設置許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するよう、施設しなければならない。		続き
2	安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるよう、施設しなければならない。	－	
第十五条（設計基準対象施設の機能）			
	設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	－	
2	設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	－	同上
3	設計基準対象施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、弁その他の機械又は器具から放射性物質を含む流体が著しく漏えいする場合は、流体状の放射性廃棄物を処理する設備によりこれを安全に処理するように施設しなければならない。	－	
4	設計基準対象施設に属する設備であって、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、発電用原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。	－	

新規制基準における適用条文整理
【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文（5/8）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		非常用取水設備	
		適用条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
5	設計基準対象施設に属する安全設備であって、第二条第二項第九号ハに掲げるものは、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	－	続き
6	前項の安全設備以外の安全設備を二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、施設しなければならない。	－	
第十六条（全交流動力電源喪失対策設備）		－	同上
第十七条（材料及び構造）		－	同上
第十八条（使用中の亀裂等による破壊の防止）		－	同上
第十九条（流体振動等による損傷の防止）		－	同上
第二十条（安全弁等）		－	同上
第二十一条（耐圧試験等）		－	同上
第二十二条（監視試験片）		－	同上
第二十三条（炉心等）		－	同上
第二十四条（熱遮蔽材）		－	同上
第二十五条（一次冷却材）		－	同上
第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）		－	同上
第二十七条（原子炉冷却材圧力バウンダリ）		－	同上
第二十八条（原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等）		－	同上
第二十九条（一次冷却材処理装置）		－	同上

新規制基準における適用条文整理
【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文（6/8）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	非常用取水設備	
	適用条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
第三十条（逆止め弁）	－	同上
第三十一条（蒸気タービン）	－	同上
第三十二条（非常用炉心冷却設備）	－	同上
第三十三条（循環設備等）	－	同上
第三十四条（計測装置）	－	同上
第三十五条（安全保護装置）	－	同上
第三十六条（反応度制御系統及び原子炉停止系統）	－	同上
第三十七条（制御材駆動装置）	－	同上
第三十八条（原子炉制御室等）	－	同上
第三十九条（廃棄物処理設備等）	－	同上
第四十条（廃棄物貯蔵設備等）	－	同上
第四十一条（放射性物質による汚染の防止）	－	同上
第四十二条（生体遮蔽等）	－	同上
第四十三条（換気設備）	－	同上
第四十四条（原子炉格納施設）	－	同上
第四十五条（保安電源設備）	－	同上
第四十六条（緊急時対策所）	－	同上
第四十七条（警報装置等）	－	同上
第四十八条（準用）	－	同上
第四十九条（重大事故等対処施設の地盤）	－	同上

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文（7/8）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	非常用取水設備	
	適用条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
第五十条（地震による損傷の防止）	－	同上
第五十一条（津波による損傷の防止）	－	同上
第五十二条（火災による損傷の防止）	－	同上
第五十三条（特定重大事故等対処施設）	－	同上
第五十四条（重大事故等対処設備）	－	同上
第五十五条（材料及び構造）	－	同上
第五十六条（使用中の亀裂等による破壊の防止）	－	同上
第五十七条（安全弁等）	－	同上
第五十八条（耐圧試験等）	－	同上
第五十九条（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備）	－	同上
第六十条（原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）	－	同上
第六十一条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）	－	同上
第六十二条（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）	－	同上
第六十三条（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備）	－	同上
第六十四条（原子炉格納容器内の冷却等のための設備）	－	同上
第六十五条（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）	－	同上
第六十六条（原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備）	－	同上
第六十七条（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）	－	同上
第六十八条（水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備）	－	同上
第六十九条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）	－	同上

新規制基準における適用条文整理

【1号及び2号炉非常用取水設備に係る技術基準規則の適用条文（8/8）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	非常用取水設備	
	適用 条文	適用条文「○」の場合、条文適合方針 (適用「－」の場合、その理由)
第七十条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）	－	同上
第七十一条（重大事故等の収束に必要な水の供給設備）	－	同上
第七十二条（電源設備）	－	同上
第七十三条（計装設備）	－	同上
第七十四条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）	－	同上
第七十五条（監視測定設備）	－	同上
第七十六条（緊急時対策所）	－	同上
第七十七条（通信連絡を行うために必要な設備）	－	同上
第七十八条（準用）	－	同上
第七十九条（電磁的記録媒体による手続）	－	同上

新規制基準における適用条文整理
【3号炉浸水防護設備に係わる設置許可基準規則の適用条文（1/7）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則		浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 (適用「－」の場合，その理由)
第三条（設計基準対象施設の地盤）				
	設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあつては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。		○	基準地震動による地震力が作用した場合においても，十分に支持することができる地盤に設置する。
2	耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。		○	
3	耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあつては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。		○	
第四条（地震による損傷の防止）				
	設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。		○	基準地震動による地震力に対して，安全機能が損なわれない設計とする。
2	前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。		○	
3	耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機		○	

新規制基準における適用条文整理
 【3号炉浸水防護設備に係わる設置許可基準規則の適用条文（2/7）】

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則		浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
		適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針（適用「－」の場合，その理由）
	能が損なわれるおそれがないものでなければならない。		
4	耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	続き
5	炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	
第五条（津波による損傷の防止）		○	<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の入力津波に対して，安全機能が保持できる設計とする。 ・漂流物による波及的影響を受けない設計とする。
	設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。		
第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）		－	（安全機能の重要度分類上，該当しない）
第七条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）		－	（個別設備の設置要求のため）
	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。		
第八条（火災による損傷の防止）		－	（流路縮小工及び逆流防止設備は不燃材料（鋼製）を使用することから，火災源とはならない）
第九条（溢水による損傷の防止等）		－	（溢水の影響を受けない静的機器のため）

新規制基準における適用条文整理
【3号炉浸水防護設備に係わる設置許可基準規則の適用条文（3/7）】

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
第十条（誤操作の防止）	－	（操作の必要はないため）
第十一条（安全避難通路等）	－	（個別機器の設置要求のため）
第十二条（安全施設）	－	（安全機能の重要度分類上，該当しない）
第十三条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）	○	3号炉の取水機能及び放水機能に影響を与えない設計とする。
第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第十五条（炉心等）	－	（炉心，燃料体等に対する要求のため）
第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）	－	（個別設備の設置要求のため）
第十七条（原子炉冷却材圧力バウンダリ）	－	（原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため）
第十八条（蒸気タービン）	－	（個別設備の設置要求のため）
第十九条（非常用炉心冷却設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十条（一次冷却材の減少分を補給する設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十一条（残留熱を除去することができる設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十二条（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十三条（計測制御系統施設）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十四条（安全保護回路）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十五条（反応度制御系統及び原子炉停止系統）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十六条（原子炉制御室等）	－	（個別設備の設置要求のため）

新規制基準における適用条文整理
【3号炉浸水防護設備に係わる設置許可基準規則の適用条文（4/7）】

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 (適用「－」の場合，その理由)
第二十七条（放射性廃棄物の処理施設）	－	(個別設備の設置要求のため)
第二十八条（放射性廃棄物の貯蔵施設）	－	(個別設備の設置要求のため)
第二十九条（工場等周辺における直接線等からの防護）	－	(管理区域外設置のため)
第三十条（放射線からの放射線業務従事者の防護）	－	(管理区域外設置のため)
第三十一条（監視設備）	－	(個別設備の設置要求のため)
第三十二条（原子炉格納施設）	－	(個別設備の設置要求のため)
第三十三条（保安電源設備）	－	(個別設備の設置要求のため)
第三十四条（緊急時対策所）	－	(個別設備の設置要求のため)
第三十五条（通信連絡設備）	－	(個別設備の設置要求のため)
第三十六条（補助ボイラー）	－	(個別設備の設置要求のため)
第三十七条（重大事故等の拡大の防止等）	－	(1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設) 津波PRAでは，1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備を考慮して敷地浸水解析を実施する。
第三十八条（重大事故等対処施設の地盤）	－	(1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる設置許可基準規則の適用条文（5/7）】

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則		浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
		適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
			逆流防止設備は設計基準対象施設）
第三十九条（地震による損傷の防止）		－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十条（津波による損傷の防止）		○	<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の入力津波に対して，安全機能が保持できる設計とする。 ・漂流物による波及的影響を受けない設計とする。
重大事故等対処施設は，基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。			
第四十一条（火災による損傷の防止）		－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十二条（特定重大事故等対処施設）		－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十三条（重大事故等対処設備）		－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十四条（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備）		－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十五条（原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）		－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十六条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）		－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十七条（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）		－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路

新規制基準における適用条文整理
【3号炉浸水防護設備に係わる設置許可基準規則の適用条文（6/7）】

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
		逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十八条（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第四十九条（原子炉格納容器内の冷却等のための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十条（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十一条（原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十二条（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十三条（水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十四条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十五条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十六条（重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）

新規制基準における適用条文整理
 【3号炉浸水防護設備に係わる設置許可基準規則の適用条文（7/7）】

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設置の基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
第五十七条（電源設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十八条（計装設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十条（監視測定設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十一条（緊急時対策所）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十二条（通信連絡を行うために必要な設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）

新規制基準における適用条文整理
 【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文（1/10）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
		適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針（適用「－」の場合，その理由）
第四条（設計基準対象施設の地盤）		○	基準地震動による地震力が作用した場合においても，十分に支持することができる地盤に設置する。
	設計基準対象施設は，設置許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。ただし，兼用キャスクにあっては，地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは，この限りでない。		
第五条（地震による損傷の防止）		○	基準地震動による地震力に対して，安全機能が損なわれない設計とする。
	設計基準対象施設は，これに作用する地震力（設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。		
2	耐震重要施設（設置許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は，基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。		
3	耐震重要施設が設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう，防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。		
4	炉心内の燃料被覆材は，基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。	－	
第六条（津波による損傷の防止）		○	・基準津波の入力津波に対して，安全機能が保持できる設計

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文(2/10)】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
		適用 条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
	設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）が基準津波（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。		とする。 ・漂流物による波及的影響を受けない設計とする。
第七条（外部からの衝撃による損傷の防止）			
	設計基準対象施設（兼用キャスクを除く。）が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	○	
2	周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	○	想定される自然現象及び人為事象に対して安全性を損なわない設計とする。
3	航空機の墜落により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	○	
第八条（立入りの防止）			
	工場等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、扉その他の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示しなければならない。	－	（管理区域等の区域の表示に関する規定であり，浸水防止設備は該当しない）
2	保全区域（実用炉規則第二条第二項第五号に規定する保全区域をいう。以下この項において同	－	

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文(3/10)】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
		適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針（適用「－」の場合，その理由）
	じ。）と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、柵、塀その他の保全区域を明らかにするための設備を設けるか、又は保全区域である旨を表示しなければならない。		
3	工場等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵、塀その他の人の侵入を防止するための設備を設けるか、又は周辺監視区域である旨を表示しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。	－	続き
第九条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）			
	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	－	（個別設備の設置要求のため）
第十条（急傾斜地の崩壊の防止）		－	（泊発電所は急傾斜地崩壊危険区域でない地域に施設するため）
第十一条（火災による損傷の防止）		－	（流路縮小工及び逆流防止設備は不燃材料（鋼製）を使用することから，火災源とはならない）
第十二条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）		－	（溢水の影響を受けない静的機器のため）
第十三条（安全避難通路等）		－	（個別設備の設置要求のため）
第十四条（安全設備）		－	（安全機能の重要度分類上，該当しない）

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文(4/10)】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
		適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
	第二条第二項第九号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（設置許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するよう、施設しなければならない。		続き
2	安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるよう、施設しなければならない。	－	
第十五条（設計基準対象施設の機能）			
	設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	－	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電用原子炉停止中における検査が可能な設計とする。 ・ 飛来物により損傷を受けない設計とする。 ・ 二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。
2	設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	○	
3	設計基準対象施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、弁その他の機械又は器具から放射性物質を含む流体が著しく漏えいする場合は、流体状の放射性廃棄物を処理する設備によりこれを安全に処理するよう施設しなければならない。	－	
4	設計基準対象施設に属する設備であって、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、発電用原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、	○	

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文(5/10)】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
		適用 条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
	防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。		続き
5	設計基準対象施設に属する安全設備であって、第二条第二項第九号ハに掲げるものは、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	○	
6	前項の安全設備以外の安全設備を二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、施設しなければならない。	－	
第十六条（全交流動力電源喪失対策設備）		－	（個別設備の設置要求のため）
第十七条（材料及び構造）		－	（クラス1機器，クラス1支持構造物，クラス2機器，クラス2支持構造物，クラス3機器，クラス4管，原子炉格納容器，原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物に対する要求のため）
第十八条（使用中の亀裂等による破壊の防止）		－	（使用中のクラス1機器，クラス1支持構造物，クラス2機器，クラス2支持構造物，クラス3機器，クラス4管，原子炉格納容器，原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物に対する要求のため）
第十九条（流体振動等による損傷の防止）		－	（燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物，熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係わる容器，管，ポンプ及び弁に対する要求のため）

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文(6/10)】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
第二十条（安全弁等）	－	（安全弁及び逃し弁を設けないため）
第二十一条（耐圧試験等）	－	（クラス1機器，クラス2機器，クラス3機器，クラス4機器及び原子炉格納容器に対する要求のため）
第二十二条（監視試験片）	－	（中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれがあるものに対する要求のため）
第二十三条（炉心等）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十四条（熱遮蔽材）	－	（熱遮蔽材を設置しない設計のため）
第二十五条（一次冷却材）	－	（一次冷却材に対する要求のため）
第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第二十七条（原子炉冷却材圧力バウンダリ）	－	（原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため）
第二十八条（原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等）	－	（原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため）
第二十九条（一次冷却材処理装置）	－	（個別設備の設置要求のため）
第三十条（逆止め弁）	－	（逆止弁を設けないため）
第三十一条（蒸気タービン）	－	（個別設備の設置要求のため）
第三十二条（非常用炉心冷却設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第三十三条（循環設備等）	－	（個別設備の設置要求のため）
第三十四条（計測装置）	－	（個別設備の設置要求のため）
第三十五条（安全保護装置）	－	（個別設備の設置要求のため）
第三十六条（反応度制御系統及び原子炉停止系統）	－	（個別設備の設置要求のため）

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文（7/10）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針（適用「－」の場合，その理由）
第三十七条（制御材駆動装置）	－	（個別設備の設置要求のため）
第三十八条（原子炉制御室等）	－	（個別設備の設置要求のため）
第三十九条（廃棄物処理設備等）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十条（廃棄物貯蔵設備等）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十一条（放射性物質による汚染の防止）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十二条（生体遮蔽等）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十三条（換気設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十四条（原子炉格納施設）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十五条（保安電源設備）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十六条（緊急時対策所）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十七条（警報装置等）	－	（個別設備の設置要求のため）
第四十八条（準用）	－	（技術基準の準用等について規定したもの）
第四十九条（重大事故等対処施設の地盤）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十条（地震による損傷の防止）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十一条（津波による損傷の防止）	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の入力津波に対して，安全機能が保持できる設計とする。 ・漂流物による波及的影響を受けない設計とする。

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文（8/10）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
第五十二条（火災による損傷の防止）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十三条（特定重大事故等対処施設）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十四条（重大事故等対処設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十五条（材料及び構造）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十六条（使用中の亀裂等による破壊の防止）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十七条（安全弁等）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十八条（耐圧試験等）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第五十九条（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十条（原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十一条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文(9/10)】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
		路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十二条（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十三条（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十四条（原子炉格納容器内の冷却等のための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十五条（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十六条（原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十七条（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十八条（水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第六十九条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）

新規制基準における適用条文整理

【3号炉浸水防護設備に係わる技術基準規則の適用条文（10/10）】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	浸水防護設備（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備）	
	適用条文	適用条文「○」の場合，条文適合方針 （適用「－」の場合，その理由）
第七十一条（重大事故等の収束に必要な水の供給設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十二条（電源設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十三条（計装設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十四条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十五条（監視測定設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十六条（緊急時対策所）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十七条（通信連絡を行うために必要な設備）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十八条（準用）	－	（1号及び2号炉取水路流路縮小工，1号及び2号炉放水路逆流防止設備は設計基準対象施設）
第七十九条（電磁的記録媒体による手続）	－	（廃止措置計画の申請書提出について規定したもの）